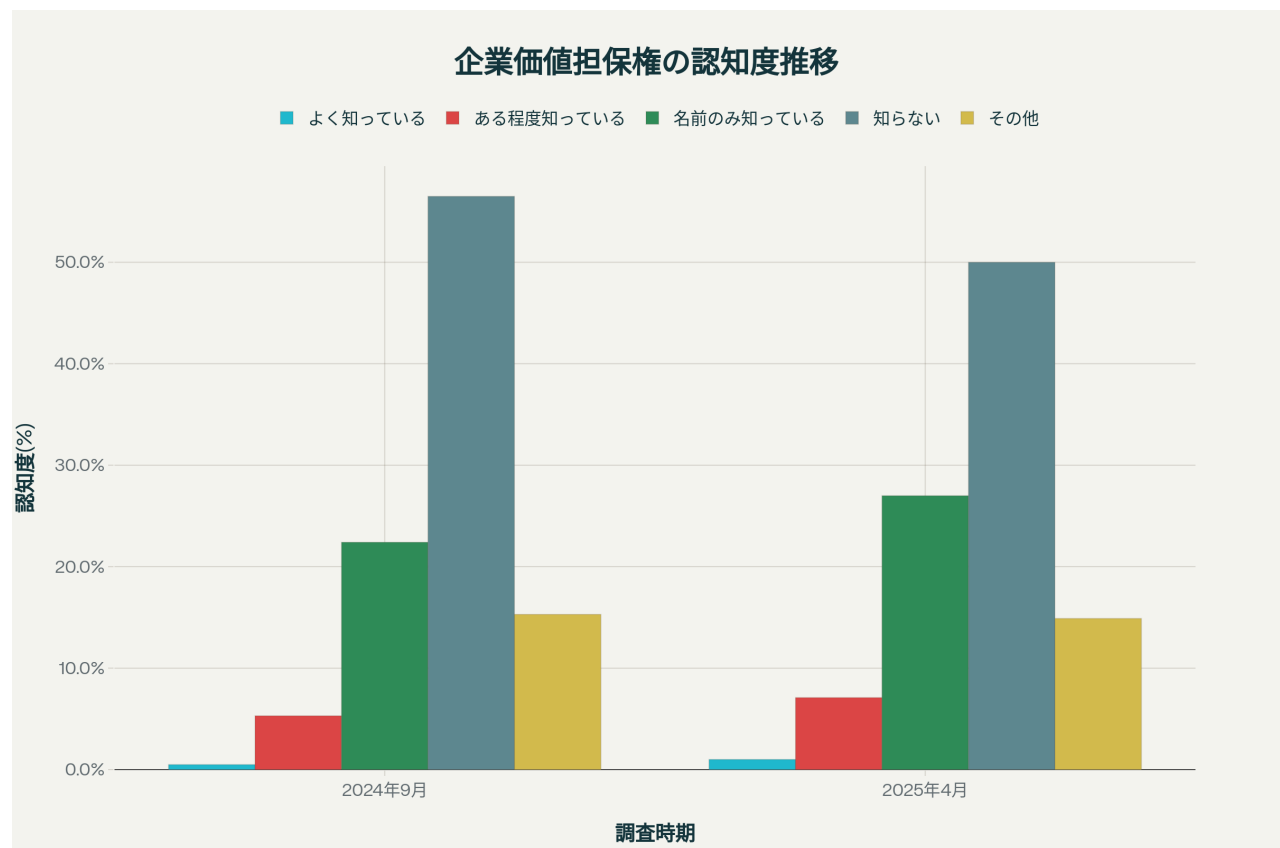




企業価値担保権制度の深層分析：2026年5月施行を前に銀行が直面する課題と対応戦略

日本の金融業界が歴史的な転換点に立っている。2026年5月25日に施行予定の「事業性融資の推進等に関する法律」により創設される企業価値担保権制度は、不動産担保や経営者保証に依存した従来の融資慣行を根本的に変革する可能性を秘めている。しかし、施行まで約9か月という短期間を前に、銀行側の対応準備は十分とは言えず、制度の認知度や実務面での課題が浮き彫りになっている。^{[1] [2] [3] [4] [5]}



企業価値担保権の認知度推移（2024年9月vs2025年4月調査）

本制度は、企業の有形資産だけでなく、技術力、顧客基盤、ブランド価値といった無形資産を含む「企業価値全体」を担保とする画期的な仕組みである。これにより、従来の融資では資金調達が困難だったスタートアップ企業や、経営者保証により事業承継を躊躇していた事業者の資金調達環境が大幅に改善されることが期待されている。^{[1] [2] [6]}

制度概要と革新性

従来担保権からのパラダイムシフト

企業価値担保権は、従来の担保制度とは根本的に異なるアプローチを採用している。最も大きな違いは、担保の対象が「個別の有形資産」から「企業価値全体」に拡張されたことである。^[1]^[2]^[6]

この制度では、企業の総財産（将来取得する財産を含む）が担保対象となり、具体的には不動産や動産といった有形資産に加え、特許権などの知的財産、企業のブランド価値（のれん）、さらには優秀な人材や契約関係まで包含される。金融庁の説明によれば、これは「広く有形・無形の金銭的価値を有するものの総体」であり、積極財産（資産）と消極財産（負債）の両方を含む概念である。^[7]^[11]

信託スキームの採用

企業価値担保権の設定には、担保権の濫用防止と適切な管理を目的として、信託契約を基盤とした複雑なスキームが採用されている。具体的には、債務者（企業）が委託者、企業価値担保権信託会社が受託者となり、債権者（金融機関）が受益者となる三者構造である。^[6]^[8]^[9]

この仕組みにより、担保権は信託会社が管理し、金融機関は受益者として担保価値から優先的に回収を受ける権利を得る。特に注目すべきは、銀行等の金融機関については簡易な手続きで企業価値担保権信託会社の免許を取得でき、自社で受託者兼受益者となることが可能である点である。^[8]^[9]

銀行界の対応状況と課題

認知度向上への取り組み

制度施行を前に最も深刻な問題として指摘されているのが、企業側の認知度の低さである。帝国データバンクの調査によると、2024年9月時点での企業価値担保権の認知度は約28.2%に留まり、「制度の内容を含めてよく知っている」企業はわずか0.5%という状況であった。^[3]^[10]

2025年4月の追跡調査では認知度が35.1%まで上昇し、前回調査より6.8ポイント改善したものの、依然として「知らない」企業が半数以上を占める状況が続いている。この認知度の低さは、制度の普及を阻害する最大の要因として金融業界全体で懸念されている。^[11]^[12]^[10]^[13]^[3]

金融機関の実務準備状況

全国銀行協会は2024年10月から「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」を毎月開催し、金融機関における融資実務への影響や課題について集中的に検討している。2025年3月27日に公表された報告書では、金融機関が直面する主要な実務課題が詳細に整理されている。^[4]^[14]

特に重要な課題として、企業価値の客観的評価方法の確立が挙げられている。従来の不動産評価とは異なり、企業価値は将来見通しや買い手とのシナジー効果などの個別事情に左右されるため、一義的な評価が困難である。また、担保処分も原則として事業譲渡によることになるため、従来の資産売却よりも複雑で時間を要する可能性が高い。^[7]^[14]

目利き力向上の必要性

企業価値担保権制度の成功には、金融機関の「目利き力」向上が不可欠であることが繰り返し強調されている。従来の資産担保中心の融資とは異なり、企業の事業性や将来性を適切に評価し、継続的にモニタリングする能力が求められる。^{[2] [7] [13]}

金融庁の和田良隆信用制度企画室長は、制度活用において「金融機関の目利き力が重要」であることを明確に指摘している。具体的には、企業の現在・将来の価値を正確に評価し、収益改善のための支援・助言ができる人材の採用・育成、会社の経営状況や事業計画を適時に把握するシステムの構築が必要とされている。^{[7] [2]}

資金調達の あたらしい 選択肢

企業価値担保権とは？

担保目的財産

事業全体の価値

対抗要件

商業登記簿への登記

※他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等

借り手（債務者・設定者）

株式会社・持分会社

自己の債務を担保するためにのみ設定可

借り手の権限

担保目的財産の処分は基本的に自由

※事業譲渡など事業の内容を大きく変え担保価値の毀損につながりうる通常の事業活動の範囲外の行為には担保権者の同意を必要とする

担保権者

企業価値担保権信託会社（新設）

※銀行等には簡易な手続きで免許を交付

貸し手の権限制約

粉飾等があった場合を除き、
経営者保証の利用を制限

貸し手（被担保債権者）

制限なし

※銀行以外にベンチャー・再生ファンド等も利用可



よくあるご質問

Q 企業価値担保権を活用する場合、金融機関とはどのような関係になるのでしょうか

A 企業価値担保権を活用した融資においては、事業全体の価値が担保価値になることから、事業に関する資料やデータの共有を通じて将来に向けた共通の目線を持つなど、これまで以上に金融機関と緊密な関係を築いていくことが想定されます。さらに、事業の成長・発展が担保価値の向上につながるため、金融機関によるタイムリーな経営支援の促進が期待されます。

Q お取引先等からどのような見方をされるのでしょうか

A 企業価値担保権が設定されたということは、金融機関が事業の将来性を評価しているということであり、これからも金融機関から継続的に適切な経営支援を受けられるということです。前向きな制度とご理解いただき、ぜひご活用をご検討ください。

想定される活用場面と市場インパクト

スタートアップ支援の新たな可能性

企業価値担保権制度が最も期待される分野の一つがスタートアップ支援である。従来、有形資産に乏しいスタートアップ企業は金融機関からの融資を受けにくい状況にあったが、新制度により技術力や事業アイデア、顧客基盤などの無形資産も担保価値として評価されるようになる。^{[2] [6] [15]}

具体的な活用例として、ベンチャーキャピタルからの出資を受けているフィンテック企業が、創業者の株式持分を希薄化させることなく成長資金を調達するケースが想定されている。この場合、目利き力のある金融機関が企業のビジネスモデルと成長可能性を評価し、新株予約権の付与やコベナントの設定と組み合わせたベンチャーデット支援が期待される。^[15]

事業承継の円滑化

中小企業の事業承継問題解決への貢献も大きな期待が寄せられている。金融庁の調査によれば、アンケート回答企業の約47.3%で経営者保証が要求されており、これが事業承継の大きな障壁となっている。^{[2] [15]}

企業価値担保権制度では、粉飾等の例外を除き経営者保証の利用が制限されるため、後継者が個人保証の重荷を負うことなく事業を承継できる環境が整備される。特に、新しい経営体制やビジネスプランも含めた事業全体の価値評価により、従業員への承継などの多様な承継形態が促進されることが期待されている。^{[15] [16] [2]}

事業再生・M&Aファイナンスへの応用

事業再生の場面でも制度活用が期待されている。従来の担保制度では、不採算部門整理に伴う担保不動産の処分により有形資産が大幅に減少し、追加融資が困難になるケースが多かった。企業価値担保権では、残存事業に価値がある限り継続的な支援が可能となる。^{[2] [15]}

また、M&Aファイナンスやプロジェクトファイナンスでの活用も想定されている。特にプロジェクトファイナンスでは、従来必要だった個別資産ごとの担保設定が事業全体の一括設定で済むため、契約関係や事務の簡素化、取引コストの削減が期待される。^{[9] [15]}

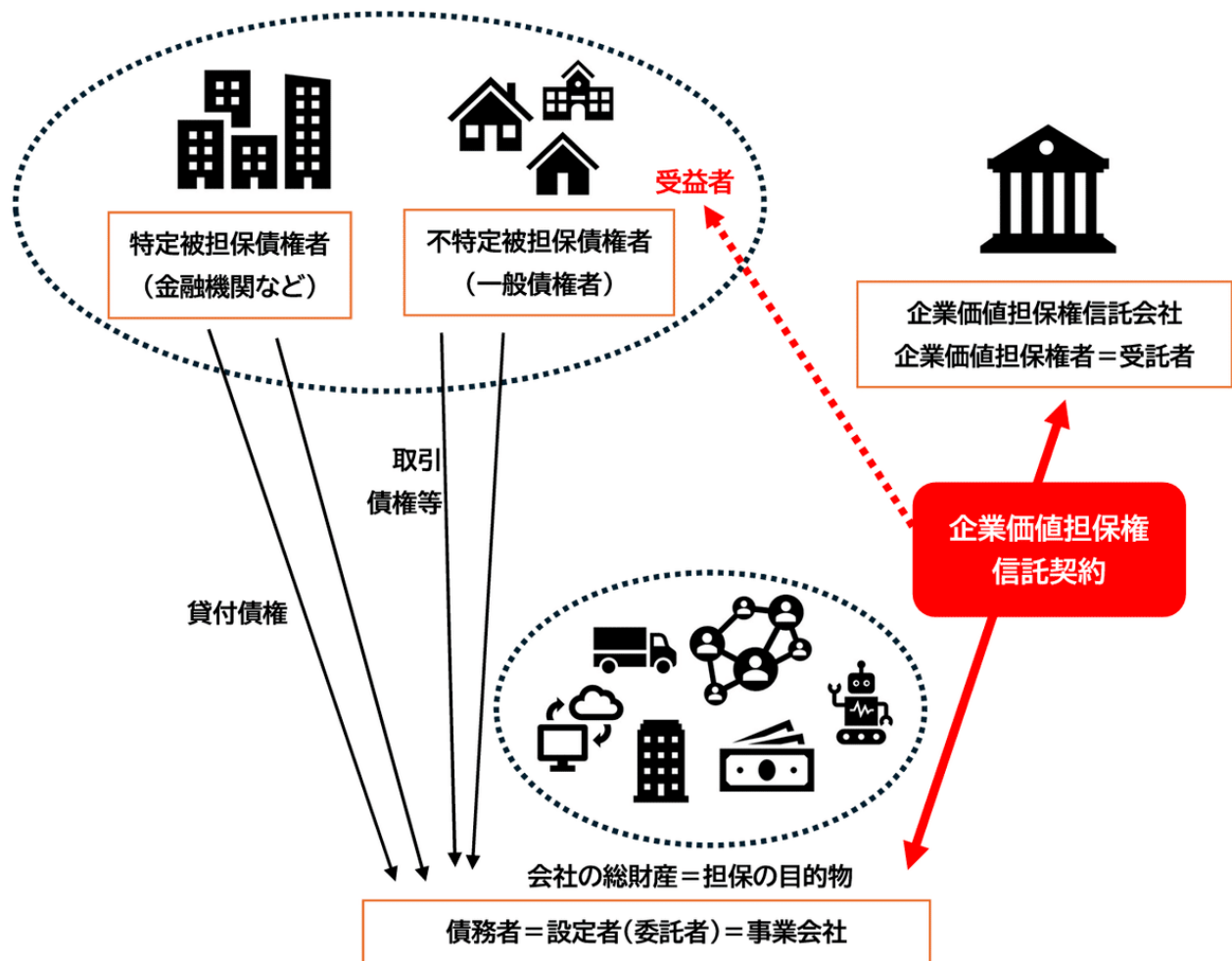


Diagram explaining the structure and stakeholders of the corporate value secured rights trust system involving creditors, a trust company, and a debtor company.

実務面での重要課題

企業価値評価の標準化

制度の実効性を高める上で最も重要な課題は、企業価値評価手法の標準化である。全国銀行協会の報告書では、企業価値の中でも特に「のれん部分」について評価の客観性確保が困難であり、事業者の信用力との相関性も強いいため、一般担保として扱うハードルが高いことが指摘されている。^{[7] [14]}

金融庁は2025年4月に「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方」を公表し、従来の財務情報だけでなく定性情報や将来情報を明示的に考慮した評価アプローチを許容する方向性を示している。具体的には、融資債権毎に事業収益からの返済可能性を直接評価し、将来キャッシュフローの予測を重視する米国型のアプローチが例示されている。^{[1] [17]}

モニタリング体制の構築

企業価値は事業環境の変化により常に変動するため、継続的なモニタリング体制の構築が不可欠である。従来の資産担保とは異なり、担保価値が債務者の経営状況と密接に連動するため、金融機関には定期的な事業評価と適時な経営改善支援が求められる。^{[14] [13] [18]}

金融庁は、企業価値担保権を設定した事業者については、将来・定性情報を債務者区分の判定時に反映できるとの考え方を示している。これにより、緊密な関係に基づく綿密なモニタリングや迅速な経営改善支援により、将来の経営困難リスクが低下すれば、貸倒引当金算定に使用する予想損失率が改善される可能性がある。^[18]

担保実行手続きの整備

担保実行は原則として事業譲渡により行われるため、従来の資産処分とは大きく異なる手続きが必要となる。事業譲渡市場の活性化やM&A仲介機能の強化が制度成功の重要な前提条件である^{[14] [13]}

。

また、事業譲渡による回収には相当な時間と専門知識が必要であり、金融機関は事業価値の適切な評価と買い手の確保に関する新たなノウハウを蓄積する必要がある。^{[14] [13]}

制度普及に向けた取り組み

官民連携による周知活動

認知度向上に向け、金融庁は積極的な広報活動を展開している。企業価値担保権のプロモーション動画の制作・公開や、制度説明資料の充実化などを通じて、制度の理解促進を図っている。^[4]

また、「認定事業性融資推進支援機関」制度の創設により、企業価値担保権の活用支援を行う専門組織が整備される予定である。これらの機関が制度の普及と好事例の共有において重要な役割を果たすことが期待されている。^{[19] [16]}

業界横断的なデータ蓄積

実効性のある評価手法確立のため、業界横断的なデータ蓄積の重要性が指摘されている。個別行単独では十分なデータ蓄積が困難であるため、金融業界全体での情報共有と分析が必要とされている。^[14]

全国銀行協会の報告書では、今後の実績データ積み上げと客観的分析により、担保価値としての妥当性が認められるケースについて継続的に研究していく必要性が強調されている。^[14]

国際比較と日本の特殊性

米国との制度比較

企業価値担保権制度は、米国の統一商事法典（UCC）におけるブランクット・リーエン（包括担保）制度を参考にしている側面がある。しかし、日本では信託スキームを組み込んだより複雑な仕組みを採用している点で独自性がある。^{[8] [9] [17]}

米国では事業収益からの返済可能性を直接評価する手法が確立されているが、日本ではこうした評価ノウハウの蓄積が不十分であり、制度定着には相当な期間が必要と予想される。^{[17] [13]}

無形資産評価の国際的格差

日本企業の無形資産評価比率は国際的に低水準にある。アメリカでは上場企業の時価総額の約90%が無形資産で占められているのに対し、日本では32%に留まっている。この格差は正に企業価値担保権制度がどの程度貢献できるかが、制度評価の重要な指標となる。^[12]

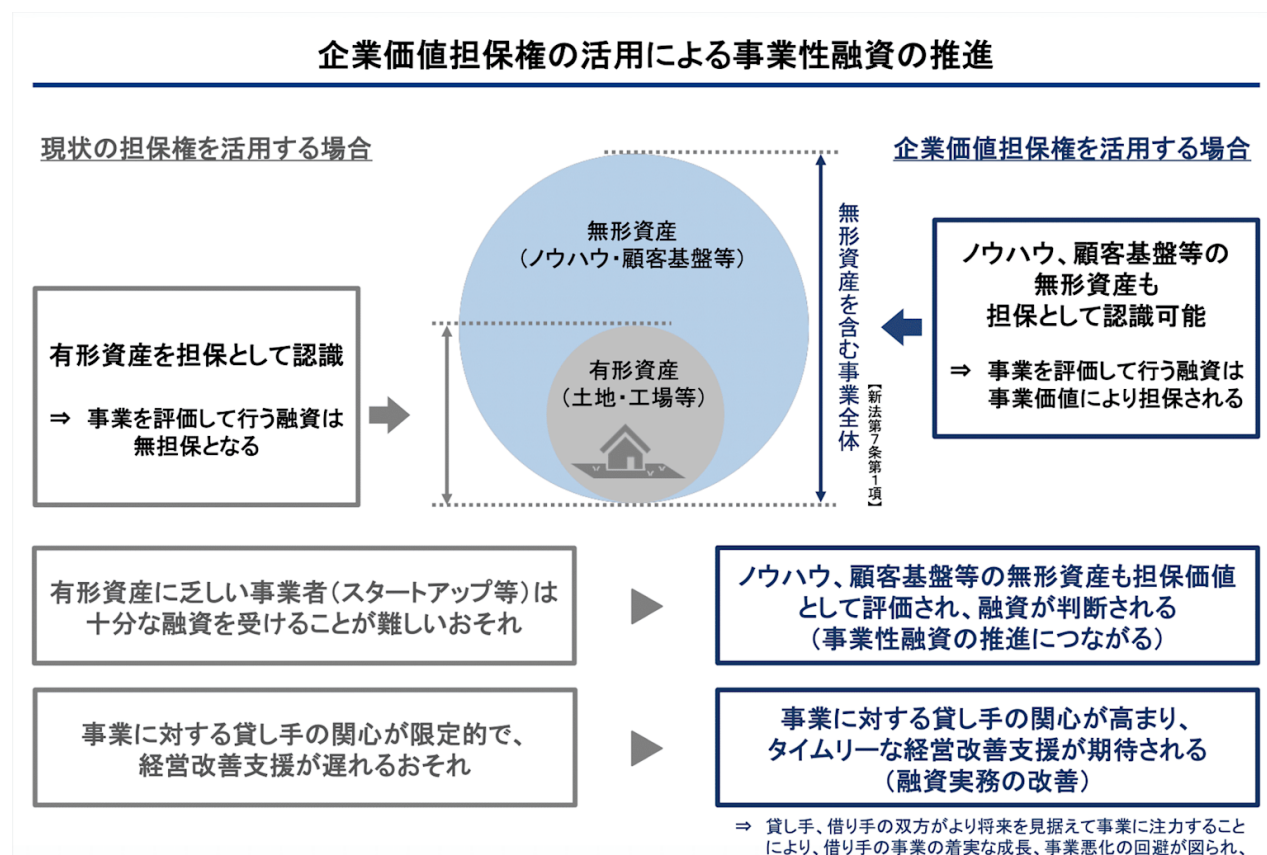


Diagram showing how recognizing intangible assets as collateral under corporate value secured rights promotes business financing compared to the traditional reliance on only tangible assets.

今後の展望と残された課題

短期的な課題

施行まで約9か月という短期間で解決すべき課題は山積している。最優先は制度の周知徹底と金融機関の実務体制整備である。特に、企業価値評価に関する実務ガイドラインの策定と、評価人材の確保・育成が急務となっている。^{[13] [17] [13]}

また、信託契約の標準化や登記手続きの詳細設計など、制度運用に直結する実務面での準備も並行して進める必要がある。^{[13] [16]}

中長期的な制度発展

制度が定着すれば、日本の金融業界における事業性融資の比重が大幅に向上する可能性がある。金融機関と企業の関係も、単なる資金提供者と借り手から、事業パートナーとしてのより緊密な協力関係へと発展することが期待される。^{[2] [15] [19]}

しかし、制度の真価が問われるのは経済環境が悪化した際の担保実行局面である。事業譲渡市場の厚みや、企業価値評価の客観性・安定性が実際に試されることになり、制度の持続可能性はこれらの試練を乗り越えられるかにかかっている。^{[14] [13]}

地域金融機関への影響

特に注目されるのは、地域金融機関への影響である。大手銀行と比べてリソースに制約のある地域銀行や信用金庫にとって、企業価値評価やモニタリングに必要な専門人材の確保は大きな課題となる。一方で、地域密着型の営業基盤を活かし、地元企業との深い信頼関係を築くことで、制度活用において優位性を発揮できる可能性もある。^{[15] [13]}

結論

企業価値担保権制度は、日本の融資慣行を根本的に変革する可能性を秘めた画期的な制度である。スタートアップ支援から事業承継、事業再生まで幅広い場面での活用が期待され、無形資産の価値を適切に評価することで、日本企業の成長力向上に大きく貢献することが期待される。

しかし、制度の成功には解決すべき課題も多い。企業側の認知度向上、金融機関の評価・モニタリング能力強化、担保実行手続きの整備など、官民が連携して取り組むべき課題は山積している。特に、施行まで約9か月という限られた時間での準備完了は容易ではない。

制度の真の価値は、実際の運用を通じて検証されることになる。金融機関には従来の資産担保中心の発想から脱却し、事業性評価に基づく新たな融資文化の構築が求められている。企業価値担保権制度が日本経済の成長エンジンとして機能するか、今後の取り組みが正念場を迎えている。

✻

1. https://frontier-eyes.online/enterprise_ma/
2. https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198632_1527.html
3. <https://mscompass.ms-ins.com/business-news/new-fundraising/>
4. <https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>
5. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB097CX0Z00C25A7000000/>
6. https://frontier-eyes.online/enterprise_value_1/
7. <https://www.hirosa-law.jp/topics/134/>
8. https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2024/05/finance_no92.pdf
9. <https://www.noandt.com/publications/publication20240531-2/>
10. <https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250523-tanpo202504/>
11. https://www.tdb.co.jp/resource/files/assets/d4b8e8ee91d1489c9a2abd23a4bb5219/4e4ccc3d2a834b12a265f583857bc5eb/20250613_京都府・企業価値担保権に対する企業の意識調査（2025年4月）.pdf
12. https://www.tdb.co.jp/resource/files/assets/d4b8e8ee91d1489c9a2abd23a4bb5219/ce3e1b2945a645ec86e96a623bda9606/20250716_北海道・企業価値担保権に対する企業の意識調査（2025年4月）.pdf
13. https://note.com/ginken_note/n/nc985cd54f1c0
14. <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>
15. https://frontier-eyes.online/enterprise_value_2/
16. <https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/setsume.pdf>

17. <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/03.pdf>
18. <https://www.nikkionline.com/article/273221>
19. <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=108172>
20. <https://sogyotech.co.jp/kigyokachitanpo/>
21. <https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/youkou.pdf>
22. <https://sr-try-partners.com/corporate-value-collateral-ma-succession/>
23. https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20240530_024425.pdf
24. <https://www.nikkionline.com/article/198806>
25. <https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/gijiroku/20211025.html>
26. https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241025_tanpo/
27. <https://ppl-ai-code-interpreter-files.s3.amazonaws.com/web/direct-files/086a2df7241fd7357c467cdc28f19f71/7c7138b3-4e7d-48b4-9502-b0b3b843f500/7a41b872.csv>
28. <https://ppl-ai-code-interpreter-files.s3.amazonaws.com/web/direct-files/086a2df7241fd7357c467cdc28f19f71/7c7138b3-4e7d-48b4-9502-b0b3b843f500/ad832047.csv>
29. <https://ppl-ai-code-interpreter-files.s3.amazonaws.com/web/direct-files/086a2df7241fd7357c467cdc28f19f71/7c7138b3-4e7d-48b4-9502-b0b3b843f500/bbd7a986.csv>